社会福祉法人　晋栄福祉会
認定こども園　東野田ちどり保育園
入園重要事項説明書　兼　同意書

あなたが希望する認定こども園について入園する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。分からないこと、分かりにくいことがあれば遠慮なく質問してください。

１　法人について

事業者名称	社会福祉法人　晋栄福祉会（しんえいふくしかい）
代表者氏名	理事長　　濵田　和則
法人住所	〒571-0026　大阪府門真市北島町１２番２０号
法人設立年月日	１９７９（昭和５４）年２月１５日

２　認定こども園について

施設の種類	幼保連携型認定こども園
事業所名称	認定こども園東野田ちどり保育園
認定こども園認可日	２０１５（平成２７）年４月１日
認定こども園許可番号	2710051001214
代表者氏名	園長　江川　永里子（えがわ えりこ）
事業所所在地	〒534-0024 大阪府大阪市都島区東野田町 4 丁目 15 番 20 号
連絡先	電話番号　０６－　６３５８　－　１４１５ ﾌｧｯｸｽ番号　０６－　６３５８　－　１４８５
ホームページ	http://www.chidori.or.jp/hoiku_higashinoda/
利用定員	＜１号認定こども＞ 満３歳児以上から小学校就学前児童　　１名 ＜２号認定こども＞ 満３歳児以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 １３０名 ＜３号認定こども＞ 満３歳未満で保育を必要とする児童　　８３名

３　法人理念

『DO　FOR　OTHERS』

- 情熱をもち行動する
- 前進と振り返り、時に回り道も
- あらゆる工夫で、いろいろな方法で
- よくコミュニケーションをとり連携を
- すべては地域に住む人々と自らの幸福と福祉のために

４　園の方針

本園は児童福祉法の理念に基づき、大切な乳幼児期に人間形成の基礎を培うために必要な養護と発達に即した教育を行い、健康で豊かな人間性と基礎的な教養を身につけたおこさま達を育てることを目標としています。

①　元気で生き生きしたこども（生命的発達）　② 明るく心豊かなこども（情緒的発達）
②　のびのびと戸外あそびを楽しむこども（健康的発達）
③　友だちとよく遊び、互いに認め合えるこども（人間関係的発達）
④ 自然と触れ合うこども（環境的発達）　⑥言葉での表現を楽しむこども（言語的発達）
⑦自分で考え工夫するこども（表現的発達）　⑧楽しく食べるこども（食育的発達）

上記のようなこどもに育てるためにはご家庭の協力も是非必要ですので、よろしくお願いいたします。

５　　当園における施設・設備などの概要

（１）施設

敷地		６２４．４８㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造　４階建て
	延べ床面積	１２３０．６８㎡
園庭		２４２．１７ ㎡（砂場・2 階園庭・バルコニー・ウッドデッキ含む）　屋上３１４．０８ ㎡

（２）主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	4	０歳児・１歳児２部屋　　２歳児１部屋 一時預かり１部屋
ほふく室	1	０歳児
保育室	6	３歳児２部屋・４歳児２部屋・５歳児２部屋
遊戯室（ホール）	1	
調理室	1	
事務室	1	

６　幼児教育・保育などの内容

（１）当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（２０１７（平成２９）年３月３１日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第１号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

（２）幼保連携型認定こども園は、保護者の就労などにかかわりなく受け入れ、教育と保育を一体的におこないます。

（３）保育は、乳幼児を「養護するはたらき」と「教育するはたらき」が一体となったものです。
こどもたちの健全な育成をめざして目標を設定し、それをもとに年齢や発達に応じた保育を行います。

（４）特別支援教育・障がい児保育の取り組み状況
地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ちあうことを基本的な考え方として、特別支援教育・障がい児保育を行っています。

※こどもたちの望ましい成長には、規則正しい生活リズム･生活習慣を身につけることが大切です。そのために、家庭と園とが連絡をよくとり協力し合いましょう。

（５）

絵本…１日５冊以上の読み聞かせ
絵画…全国教育美術展・二科展出展
リトミック…有資格者による発達に応じた指導
食育…食育目標に基づきマナーを伝える
住育…こどもたちの作品を多く園内に掲示する
体育…有資格者を中心に発達に応じた実践指導
卓球…幼児組全員が取り組む
広報…インスタグラムの充実・毎日投稿

７　職員の職種　２０２６（令和８）年３月１日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
副園長	園長を補佐し、命を受けて園務の一部を整理、所属職員を指導、園児の保育をつかさどる	1	1		
主幹保育教諭	所属職員の指導	1	1		
保育教諭	乳幼児クラスの保育	２１	８	１３	
保育士	乳児クラスの保育	３		３	
栄養士	園児の栄養管理	委託会社（㈱魚国総本社）			
調理員	給食調理				
事務員	事務処理	1		1	
警備員	駐輪場、駐車場誘導、門前警備	2		2	
その他(子育て支援員)	乳幼児クラスの保育	1		1	

当園では「大阪市幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（２０１４（平成２６）年９月２２日大阪市条例第１００号。以下「条例」という。）」に定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職員を配置しています。

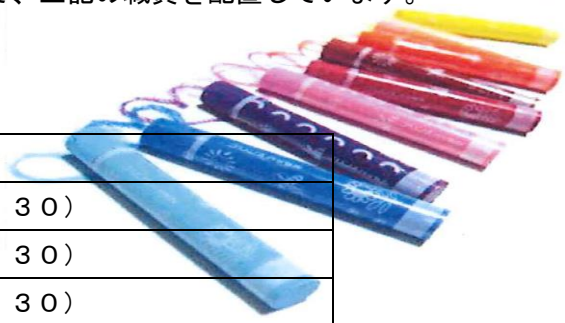

＜各職種の勤務体系＞

職種	勤務時間
園長	正規の勤務時間帯（７：００～１９：３０）
副園長	正規の勤務時間帯（７：００～１９：３０）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（７：００～１９：３０）
保育教諭	正規の勤務時間帯（７：００～１９：３０）
保育士	正規の勤務時間帯（７：００～１９：３０）
栄養士	８：００～１６：００
調理員	８：００～１６：００
事務員	９：００～１８：００
警備員	７：３０～９：３０　１６:００～１９：３０
その他(子育て支援員含)	正規の勤務時間帯（７：００～１９：３０）

※ローテーションにより、各職員の勤務日及び時間帯は異なります。
※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

８　保育の利用について

（１）休園日について

①休　日……日曜日・国民の祝日・年末年始（１２月２９日～１月　３日）
（１号認定こども→夏季休園日　　７月２１日～８月３１日
冬季休園日　１２月２５日～１月　７日
春季休園日　　３月２１日～３月３１日）

②その他（家庭協力日）……新年度準備日（３月３１日）　　※３１日が日曜日の場合は３０日

③土曜日の保育は、食数の把握のため前月指定期日までに土曜日予約表の提出をお願いします。
（事務室にて予約表をお渡しいたします。）

※家庭協力日の日程を変更する場合があります。職員の研修等のために家庭協力日をお願いする場合があります。

※家庭協力日とは、保育の向上を図るための準備や研修の時間として、できるだけ家庭保育の協力をお願いしているものです。

（２）保育時間について

保育時間は、原則として保育の必要な事由に該当することが必要です。
保護者の勤務証明書もしくは保育が必要な事由についての証明書などを提出していただきます。
（実際に保育を提供する日および時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し当園と協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

① 保育標準時間の認定の方は７：００～１８：００の間（最大１１時間）の範囲内で保育の利用ができます。

② 保育短時間の認定の方は８：００～１６：００の間（最大８時間）の範囲内で保育の利用ができます。

③ 延長保育

保護者の勤務時間などにより保育の必要量の利用時間内に、送り迎えができない方のために、延長保育を実施しています。ご利用には、園長の承認が必要です。（申請書･勤務証明書を提出願います。）
また、延長保育については延長保育料を負担していただきます。

７：００　　８：００　　１６：００　　１８：００　１９：３０

保育標準時間利用		延長保育
延長保育	保育短時間利用	延長保育

９　保育料･その他の費用

（１）保育料・諸費用について

①保育料、諸費用は、指定口座より口座引き落としとなります。引き落とし日までに入金をお願いします。（口座開設の用紙がありますので、お手続きください）

②振替日は、原則として２７日です。

③園を休まれても、原則保育料は月額分をお支払いいただきます。なお、給食費とリネン代については途中退園時の場合においても返金できませんので予めご理解ください。

④毎月必要となる料金は下記のとおりです。口座引き落とし日（２７日）までに口座へ入金をお願いします。

＊保育料（保護者の所得に応じて市が保育料を定めます）
＊リネン（寝具）代金　（０歳児～５歳児）　月１，４５０円

＊諸費用
・給食費および食育にかかる費用
３歳児以上　月８，１００円（主食費３，１００円、副食費５，０００円）
※副食費免除
・２号認定…利用者負担区分が「１～８Ａ」の方
「ひとり親世帯等」の場合「１～９」までの方
兄弟区分が第３子となっている方
・１号認定…利用者負担区分が「１～３」の方
※急激な価格変動があった場合に、年度途中に改定させていただく場合がありますので
ご了承ください。
・制服・体操服・カラー帽子・防災用常備ヘルメット・スモック・用品
入園時　（０歳児）　４，５００円程度　（１歳児）５，２００円程度
（２歳児）　１２，０００円程度
（３・４・５歳児）　６０，０００円程度　別紙参照
・アルバム代
入園時・３歳児進級時　２，０００円（アルバム・キルティング代）
年１，０００円（写真代）
・すまいる登園（オムツ定額契約）※希望者のみ
２，６４０円/月（紙おむつ（花王メリーズ）・厚手おしり拭き（花王）　使い放題）

＜保育標準時間認定の延長保育料金＞
＊延長保育料（保育標準時間認定の延長保育料は月極め前納です）
１８：００～１９：３０　　月極２，９００円
＊保育標準時間認定で延長保育を申請されていない方が保育必要時間以降に降園された場合、
別途料金を請求いたします。
１８：００以降　１０分ごとに１００円
＜保育短時間認定の延長保育料金＞
＊８：００以前　　１０分ごとに１００円
＊１６：００以降　１０分ごとに１００円　（月極の設定はありません）
＜1号認定　預かり保育料金＞
１８：００以降　１０分ごとに１００円

＊保育標準時間認定・短時間認定にかかわらず、やむを得ず最終保育時間以降（１９：３０）に
降園された場合は３０分につき１，０００円請求いたします。
超過料金は保育料その他 諸費用と一緒に引き落としとなります。
＊なお、生活保護世帯（第１階層）、市民税非課税世帯（第２階層）のうち母子家庭世帯及び
在宅障がい児（者）のいる世帯については延長保育利用料を免除、減免することができます。

１０　入園・退園について

（入園）入園は利用申込者の内、児童福祉法第２４条の規定に基づき市町村長が入園決定した者とします。なお、利用申込者に対して、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を説明し、利用申込者の同意を得なければなりません。

（退園）施設長は、次の各号に該当するときは、市町村長に報告し、その指示を得て退園させることができます。

(1) 保護者が退園を申し出たとき。
(2) 入園児が長期にわたり入院し、退院の見込がないとき。
(3) 市区町村長から通知があった場合。
(4) その他、在園を継続することが適当でないとき。
(5) カスタマーハラスメントの防止

園児、保護者、地域社会との信頼関係を築き、保育・教育の質を高めるため、カスタマーハラスメントの防止に努めます。外部講師による職員研修、ハラスメント事案・対応・その経過を共有、ノウハウの蓄積、弁護士への相談体制構築等を行います。

カスタマーハラスメントが発生し、充分な教育・保育の提供が困難と判断した場合、（関係機関等と協議の上）退園となることがあります。

１１　生活ときまり

（１）送り迎えについて

①送り迎えは原則として保護者がしてください。やむを得ない場合は、保護者に代わり責任のもてる人を前もって連絡してください。（原則中学生以下の送り迎えは不可。）その際、門扉インターホンに園の発行する保護者カードを必ず提示してください。（提示いただけない場合、送り迎えをお断りする場合があります。）**災害時のお迎えは緊急引き渡しカードを必ず提示してください。**

②登園が遅くなる時や休む時は、必ず９：００までに連絡してください。（給食食数締め切り）

③送り迎えの時には**１階にあるタッチパネルで登降園の手続きをおこなってから、保育室へ行ってください。**

各保育室入口（ホワイトボード）の連絡事項などを確認していただき、必ず職員に声をかけてください。

④出入りの時には、門扉は必ず閉めてください。

⑤近隣へのご迷惑になりますので、路上駐車はご遠慮ください。

（２）給食について

当園は給食調理業務を以下の事業者に委託しております。

※下記事業者については変更することがあります。

事業者名：株式会社　魚国総本社

所在地：大阪市西淀川区竹島４－１－２８

①食育の目標

1. お腹がすくリズムのもてるこども
2. 食べたいもの、好きなものが増えるこども
3. 一緒に食べたい人がいるこども
4. 食事づくり、準備に関わるこども
5. 食べものを話題にするこども

②園の給食は、次のようになっています。

	おやつ　９：５０	昼食	おやつ
０歳児	お菓子・お茶	１１時すぎ	１５時すぎ
１歳児	お菓子・お茶	１１時すぎ	１５時すぎ
２歳児	お菓子・お茶	１１時すぎ	１５時すぎ
３歳児		１１時半	１５時すぎ
４歳児		１１時半	１５時すぎ
５歳児		１２時	１５時すぎ

アレルギーマニュアルに沿ってアレルギー児の除去食・代替食に対応しております。
離乳食後期までのおやつは、ミルクのみとなります。
幼児の３～５歳児の主食費は負担していただきます。
延長保育児…夕方（１８：１０ごろ）に軽い間食を用意しています。

③展示食　毎日こどもたちが食べた給食を展示しております。お迎えの時にご覧ください。

④安全、安心な給食をめざし、２大アレルゲン（卵・乳製品）を使わない給食を提供しています。

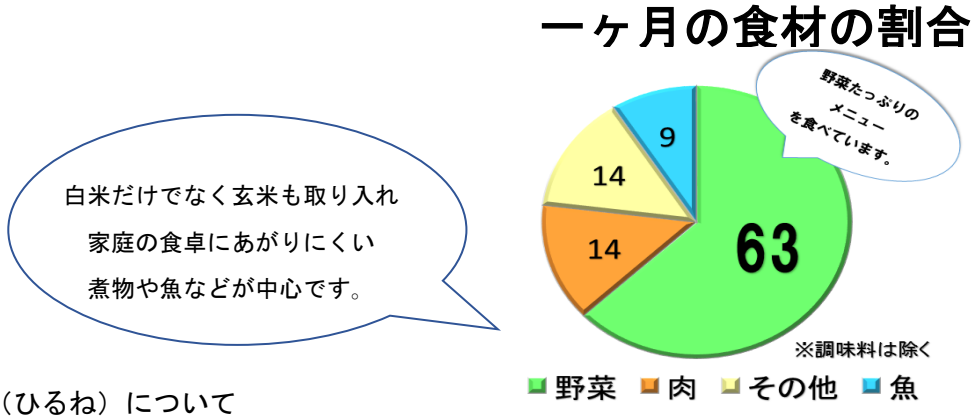

（３）午睡（ひるね）について

成長の著しい乳幼児にとっては、心身の疲れをいやすために「午睡」は欠かすことができないものです。毎日の「午睡」の実施にあわせて、衣服の着脱なども身につくようにしています。
全員、個人用ベッドを使用します。羽毛タッチのオリジナル布団を使用します。
清潔な寝具で心地よく体を休めます。
発育の過程、年齢に応じひるねの実施を行わない場合があります。
寝具は毎週定期的に殺菌・洗浄されたものと交換いたします。（リース使用となります。）
汚染時等は殺菌・洗浄されたものと随時交換いたします。
【園では】
全園児睡眠中のおこさまの状態を観察、記録しています。
SIDS はうつ伏せ寝、周囲の喫煙も一つの要因と考えられておりますので、ご家庭でもご協力下さい。

＊万が一、園で SIDS が起こりました場合は司法解剖に同意していただくことになりますので、ご理解下さいますようお願い致します。（別紙参照）

（４）服装と持ち物について

①服　装

（ア）クラスの服装は活動しやすく、上下離れた衣類（ズボン）で脱いだり着たりしやすいものにしましょう。３歳児以上は制服で登降園します。登園後、体操服に着替えます。

（イ）薄着の習慣を付け、肌着は清潔で吸湿性のあるものを選びましょう。

（ウ）足に合う運動靴を履かせましょう。（つっかけやサンダル不可）

②持ち物（別紙参照）

（ア）持ち物はクラスごとに詳しくお知らせします。

（イ）持ち物や身につけるものには必ず「名前」を書いてください。

※同じような靴･ズボン･Ｔシャツ等がたくさんあります。

（ウ）おもちゃやお金、食べ物などは持たせないように気をつけましょう。（アナフィラキシー考慮）

１２　保健衛生・健康管理

当園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

（嘱託医は変更することもあります。）

（１）嘱託医

医療機関の名称	泉岡医院（内科）	さわい歯科医院
医師名	泉岡　稔朗	澤井　宏之
所在地	都島区東野田町 ５－５－８	都島区都島南通２丁目１－８ エルプラド京橋１階
電話番号	０６－６９２２－０８９０	０６－６９２２－４１８２

（２）定期健康診断等について

	内科健診		歯科検診
５月	全児童	６月	全児童
１１月	全児童	２月	２歳児以上

尿検査（２歳児以上）…年１回

※結果はその都度お知らせします。

発育測定は、月１回行います。視力・聴力の確認を行います。

（３）病気の時の対応について

①おこさんにとって病気の時は、「家庭における安静」と「温かい看護」がなによりです。

保育中に発病･発熱（３７．５℃以上）した場合は連絡をしますのでお迎えにきていただくようにお願いします。

保護者の方とは必ず連絡がとれるようにしておいてください。

なお、病状急変などの緊急事態が発生した場合には、園より医療機関および保護者（緊急連絡先）などへ速やかに連絡を行い、受診をおこなうこともあります。

②３８℃以上の発熱の場合、解熱後２４時間経過してからの登園になります。（別紙添付）

③園では原則として「薬」の投与はしていません。やむを得ない場合はご相談ください。

（薬与薬連絡表を提出していただきます。）

④ 感染症等にかかった時や食中毒などになった場合は、休ませてください。医師の指示に従って、他のこどもへの感染の心配がなくなってから登園してください。登園する場合は「治癒証明書（登園許可書）」の提出をお願いします。（治癒証明書（登園許可書）はホームページよりダウンロードできます。）

【治癒証明書（登園許可書）が必要な感染症】

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・百日咳・麻疹(はしか)・風疹・水痘・ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・咽頭結膜熱(プール熱・アデノウィルス感染症)・ 流行性角結膜炎

⑤ 食中毒について、病原性大腸菌（Ｏ１５７）、その他食中毒の予防について、ご家庭でも十分気をつけてください。

⑥ 感染症を発症した園児が急増した場合や家族が感染症を発症した場合など、感染拡大防止のために発症していないお子様にもできるだけ家庭での保育をお願いすることがあります。

（主な感染症）

インフルエンザ・百日咳・麻疹（はしか）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風疹・水痘・ 咽頭結膜熱（アデノウイルス感染症・プール熱）・流行性角結膜炎・溶連菌・ヘルパンギーナ・ 手足口病・伝染性膿痂疹（とびひ）・新型コロナウイルス感染症・ その他（ノロウイルス・ロタウイルス・ＲＳウイルス感染症）

（４）危機管理について

①当園では安全上の観点により門扉を電気錠にて管理しております。

②平日の朝/夕の登降園の多い時間帯には警備職員を配置しております。

③当園は下記事業者との契約により建物管理、各階に緊急用ブザーの設置による緊急対応を委託しております。※事業者は変更する場合があります。

事業者　綜合警備保障　株式会社　梅田支社
大阪府大阪市北区梅田３－３－１０　梅田ダイビル
電話　０６－４７９５－６７００　　ＦＡＸ　０６－４７９５－６７１０

④園での保育中の事故等に対しては損害賠償保険に加入しております。

保険の種類	保険の内容
日本スポーツ振興センター災害共済	災害共済給付
保育所の損害補償（全国社会福祉協議会）	傷害事故補償
普通傷害保険（AIG 損害保険株式会社）	傷害事故補償

（保険会社は変更することもあります）

※補償金額は状況によって異なります。

⑤非常災害時の対策

非常時の対応	園の定める消防計画書により対応いたします。
防災設備	自動火災報知機・消火器・非常警報器具・誘導灯・ 避難器具・非常食常備
避難・消火訓練	避難訓練、消火訓練・毎月実施

⑥虐待防止のための措置に関する事項

・月１回職員に対してオレンジリボン推進委員会の研修を実施

・虐待防止マニュアルの作成、運用

⑦SIDS（乳幼児突然死症候群）対策

０、１、２歳児…睡眠時呼吸チェック５分ごとに確認（顔の向き、おう吐、顔色、熱、呼吸）

⑧全クラスに空気清浄機、加湿器を設置しております。

⑨日本スポーツ振興センター災害共済

保育中及び登降園のけがに備えて、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入していただきます。掛金は年間２４０円のご負担となります。入園時、進級時に請求いたします。

⑩その他

行事などで発生した費用に関しては事前に説明のうえ別途請求させていただく場合があります。

運営上及び物価事情等により金額を改訂させていただく場合があります。

１３「よい子ネット」「ライブカメラ動画」についての同意

当園では保護者の方にメールアドレスを登録いただき、メールで園の緊急連絡・通知を一斉に送信できるシステムを備えております。

また、「ライブカメラ」を保育室に設置し、一定の時間帯（月～金　１０：００～１１：３０）ライブカメラに映る範囲での保育室等の保育中の様子をパソコンや携帯電話で動画もしくは静止画にてご覧いただけるシステムも備えております。パスワードを通知させていただいた保護者の方のみご覧いただけるシステムとなっており、パスワードは安全上の確保のため、定期的（年３回以上）変更する設定になっております。利用時間帯や利用日に関しては園で管理運用させていただきますのでご了承ください。

１４　個人情報の取り扱いについて

〇写真、映像等の掲示・掲載について

園で撮影する写真・映像等の中で園児と特定でき得る情報を掲示・掲載することがあります。

その際には保護者の方にあらかじめ同意・了解をいただくこととなります。

（例：ホームページやインスタグラム・法人・園機関誌での写真掲載など）

〇医療機関（かかりつけ医、緊急時の受診先、医療機関受診時）について

園の管理下において、医療機関の受診が必要と判断された場合にかかりつけの医療機関に連絡をとることがあります。保護者の方に連絡が取れない場合もありますので、かかりつけの医療機関をご提示ください。また、やむを得ず救急搬送が必要になった場合の救急搬送先についてもご提示ください。

〇医療機関受診時の個人情報取り扱いについて

園から医療機関に受診した際、保護者の方に連絡が取れない場合は、引率した職員が保護者の方に代わって医療機関から児童の病気やけがの状況に関する説明をうけることをご了承ください。

１５　当園の保育事業に関するご相談、ご意見、ご要望について

〇（相談窓口責任者）　園長　　江川　永里子

〇第三者委員

なかよし福祉会　会長　水﨑　勝　　０７２－８２９－０９４８

※第三者委員とは、利用される方の権利を保障するとともに保育サービスの質の向上を図るよう助言などを行う役割を担います。公平性・中立性を守るため、専門家、学識経験者などから選考します。

〇「意見箱」の設置

随時ご意見等を投函いただけるように園内に意見箱を設置しております。

１６　第三者評価

① 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	２０２５（令和７）年度	実施済み
自己評価の実施状況	毎年度	実施

１７　園児の利用状況（３月１日現在）

２号・３号認定こども	令和７年度	令和６年度	令和５年度
０歳児	９人	１３人	１６人
１歳児	２４人	２６人	２４人
２歳児	２８人	３０人	２７人
３歳児	４０人	３６人	４０人
４歳児	３９人	４０人	３５人
５歳児	４０人 （１号認定１名）	３２人 （１号認定１名）	３７人 （１号認定１名）

１８　こども・子育て支援法第３９条第３項、第５項の規定により公表・公示された旨なし

（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令などを受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

１９　連携施設

当園は、次に掲げる事項に係る連携協力を行っています。

（１）連携内容

・園児が集団保育を体験する機会の設定、保育の適切な提供に必要な助言や保育内容に関する支援

・必要に応じて共同保育の提供

・給食提供の援助

・嘱託医の健診

・保育修了に際して当該児童の継続的な受け入れ

（２）連携施設

「東野田ちどりキッズ」

設置主体：社会福祉法人晋栄福祉会

所在地：大阪市都島区東野田町５丁目８－１６マリス京橋ＷＩＮＧ１０２

「東野田ちどりキッズ庁舎内」

設置主体：社会福祉法人晋栄福祉会

所在地：大阪市都島区中野町２丁目１６番２０号　都島区役所設備棟地上１階

「OMM ちどりキッズ」

設置主体：社会福祉法人晋栄福祉会

所在地：大阪市中央区大手前１丁目７－３１　ＯＭＭビル１階

２０　その他

①利用の開始について、１号認定こどもの方は本園が入園申込みの先着順により入園決定とし、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供をします。

２号認定こども・３号認定こどもの方はお住まいの市町村より発行された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書に同意された後に教育･保育の提供を開始します。

②新しく入園したこどもにとって、長時間の集団保育と環境の変化は心身ともに、大きな負担となります。したがって入園当初おこさまの様子に合わせて、園の生活に慣れるようにしばらくの間、短時間の保育を行います。ご協力ください。

③行事予定などは、毎月のおたよりやその他園内の掲示文などでお知らせします。

④「異動届」について

住所･名前･勤務先などが変った時はお知らせください。なお、緊急連絡先などの変更時も速やかにお知らせください。

⑤利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。

⑥退園される場合は、早めにお知らせください。

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

（１）園児が小学校に就学したとき

（２）こども･子育て支援法第２４条第１項第２号第３号の規定により支給認定が取り消されたとき

（３）その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

※わからないことや相談などがありましたら、いつでも職員におたずねください。

説　明　者 氏名・職名	㊞

〇入園申し込み

　貴園への入園を申し込みます。また、貴園に入園するにあたっては、貴園の認定こども園入園重要事項説明書にあります諸規則その他取り決めを遵守いたします。

申　込　年　月　日	２０　　年　　月　　日
住　　所	
保　護　者　氏　名	㊞
児　　童　　氏　　名	㊞
生　　年　　月　　日	２０　　年　　月　　日

２０２５（令和７）年２月改訂　第２２版
２０２５（令和７）年１２月改訂　第２３版
２０２６（令和８）年３月改訂　第２４版